

神奈川県における遊漁のルールに関するよくある問合せについて（Q&A）

目次

【海面の遊漁に関するルール】

- 問1 「採捕」の定義とは？
- 問2 「漁業権」とは？
- 問3 漁業権の設定されている区域はどのように確認できますか？
- 問4 遊漁者の使用できる漁具・漁法を教えてください
- 問5 貝類や海藻などの水産動植物を採捕してもよいですか？
- 問6 「いせえび」や「たこ」を採捕してもよいですか？
「いせえび」や「たこ」が漁業権の対象になっていない区域は？
- 問7 共同漁業権が設定されている区域において、漁業権の対象となっていない水産動植物（「カメノテ」、「マテガイ」など）は採捕できますか？
- 問8 漁業権が設定されていない区域であれば、「あわび」「なまこ」「しらすうなぎ」を採捕してもよいですか？
- 問9 海岸に漂着している「ワカメ」を採捕してもよいですか？
- 問10 「やす」の定義は？「やす」を使用してもよいですか？
- 問11 「いそがね」を使用してもよいですか？
- 問12 「おさかなキラー」「かに網」は使用できますか？
- 問13 ひっかけ釣りをしてもよいですか？
- 問14 「じょれん」を使用してもよいですか？
- 問15 「忍者くまで」を使用してもよいですか？
- 問16 集魚灯を使用してもよいですか？
仕掛けやウキに直接取り付けタイプの発光体を使用してもよいですか？
- 問18 潜水やシュノーケリングをしながら釣りをしてもよいですか？
- 問19 SUP（スタンドアップパドルボード）やウィンドサーフィンをしながら釣りをしてもよいですか？
- 問20 トローリングをしてもよいですか？

【内水面（河川・湖沼）の遊漁に関するルール】

- 問 21 河川・湖沼で釣りをする場合は、必ず遊漁券が必要ですか？
- 問 22 遊漁券はどこで購入できますか？
- 問 23 漁業権が設定されている河川・湖沼で、漁業権の対象となっていない魚種（ブラックバス等）を釣る場合は、遊漁券を購入する必要がありますか？
- 問 24 漁業権の対象魚種をリリースした場合、遊漁券を購入する必要がありますか？
- 問 25 県内共通遊漁券はどこで購入できますか？
- 問 26 漁業権が設定されている河川・湖沼で釣りをする場合、支流（支派川）についても遊漁券は必要ですか？
- 問 27 河川・湖沼で夜釣りはできますか？
- 問 28 河川・湖沼でかご（おさかなキラ）、筒、セルビンなどを使用して水産動物を採捕してもよいですか？

参考資料：

逐条解説 漁業法：大成出版

漁業法詳解：成山堂書店

【海面の遊漁に関するルール】

問 1

「採捕」の定義とは？

答 1

「採捕」とは、自然の状態にある水産動植物を人の支配下に移す行為をいいます。支配下に移す行為であれば十分で、水産動植物を必ずしも所持する必要はありません。

【参考】

・漁業法逐条解説 第2条定義 より

問 2

「漁業権」とは？

答 2

漁業権とは、行政庁の免許により一定の水面において特定の漁業を一定期間排他的に営むことのできる権利です。漁業権には、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権があります。

このうち、遊漁者に最も関連するものが、共同漁業権であり、漁業協同組合に免許され、所属する組合員（漁業者）が漁業権行使権に基づいて漁場を利用するものです。

そのため、遊漁者が共同漁業権の対象として設定されている水産動植物を採捕すると、漁業権の侵害に問われる場合があります(問5 参照)。

【参考】

・漁業法詳解 第二編漁業権 第一章 漁業権の種類 第一節総説 より

問 3

「漁業権」の設定されている区域はどのように確認できますか？

答 3

漁業権の設定されている区域は、「e-かなマップ（産業ページ_漁業権免許マップ）」または「海しる（海洋状況表示システム）」で確認することができます。

【参考リンク※】をご確認ください

- ・e-かなマップ
- ・海しる（海洋状況表示システム）

※参考リンクは末尾に掲載しております。

問 4

遊漁者の使用できる漁具・漁法を教えてください。

答 4

遊漁者の使用できる漁具・漁法は神奈川県漁業調整規則第 41 条第 1 項により次のものに制限されています。

- (1) くまで (幅 15 センチメートル以下のものに限る)
- (2) たも網、叉(さ)手網及びざる
- (3) 投網
- (4) やす及びいそがね (夜間において使用する場合及び水中眼鏡を併用する場合を除く。)
- (5) 竿釣り及び手釣り
- (6) 徒手採捕

【参考リンク】をご確認ください

・神奈川県漁業調整規則 第 41 条第 1 項

問 5

貝類や藻類などの水産動植物を採捕してもよいですか？

答 5

神奈川県では、「横須賀市夏島町から同市津久井浜の地先 (共同漁業権第 1 号)」から「足柄下郡湯河原町地先 (共同漁業権第 18 号)」までの沿岸に共同漁業権が設定されており、遊漁者が共同漁業権の対象となっている貝類や藻類などの水産動植物を採捕すると、漁業権侵害罪に問われる場合があります。

次の場合には、遊漁者が貝類や藻類を採捕することができますが (あわび、なまこ、しらすうなぎを除く、問 8 参照)、神奈川県漁業調整規則により遊漁者の使用できる漁具・漁法に制限があり、また、採捕できる大きさや期間に制限のある水産動物が決まっています。

- ・共同漁業権が設定されていない区域で採捕する場合
- ・共同漁業権が設定されている区域で共同漁業権の対象となっていない貝類や藻類を採捕する場合

【参考リンク】をご確認ください

- ・共同漁業権の対象となっている貝類、藻類、その他定着性の水産動植物の一覧
- ・サイズや期間の制限について (神奈川県漁業調整規則 第 38 条)
- ・遊漁者等の漁具又は漁法の制限 (神奈川県漁業調整規則 第 41 条)

問6

「いせえび」や「たこ」を採捕してもよいですか？

「いせえび」や「たこ」が漁業権の対象になっていない区域はどこですか？

答6

「いせえび」や「たこ」は、神奈川県沿岸の共同漁業権の設定されているほぼ全域で共同漁業権の対象種となっており、これら共同漁業権の設定されている区域では、遊漁者が「いせえび」や「たこ」を採捕することはできません。

共同漁業権が設定されていない区域又は共同漁業権が設定されている区域であっても「いせえび」や「たこ」が共同漁業権の対象となっていない場合には、採捕することができますが、「いせえび」については、神奈川県漁業調整規則により、サイズ等（全長 13cm 以下のもの又は抱卵しているものは採捕禁止）、期間（6/1～7/31 は採捕禁止）及び使用できる漁具・漁法に制限があるためご注意ください。

なお、「いせえび」や「たこ」が共同漁業権の対象となっていない区域は「共同漁業の種類の一覧」及び「e-かなマップ」をご確認ください。

【参考リンク】をご確認ください

- ・サイズや期間の制限について(神奈川県漁業調整規則 第 38 条)
- ・遊漁者等の漁具又は漁法の制限(神奈川県漁業調整規則 第 41 条)
- ・e かなマップ
- ・共同漁業権の対象となっている貝類、藻類、その他定着性の水産動植物の一覧

問7

共同漁業権が設定されている区域において、漁業権の対象となっていない水産動植物（「カメノテ」、「マテガイ」など）は採捕してもよいですか？

答7

共同漁業権が設定されている区域において、遊漁者が共同漁業権の対象となっていない水産動植物を採捕することは可能です。

なお、神奈川県漁業調整規則により、遊漁者の使用できる漁具・漁法には制限がありますのでご注意ください。

【参考リンク】をご確認ください

- ・遊漁者等の漁具又は漁法の制限(神奈川県漁業調整規則 第 41 条)
- ・共同漁業権の対象となっている貝類、藻類、その他定着性の水産動植物の一覧

問 8

漁業権が設定されていない区域であれば、「あわび」「なまこ」「しらすうなぎ」を採捕してもよいですか？

答 8

「あわび」、「なまこ」及び「しらすうなぎ」は、財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きい水産動植物として、漁業法第 132 条「特定水産動植物の採捕の禁止」により、漁業権や漁業許可に基づかない採捕・所持等が禁止されています。このため、漁業権が設定されていない区域においても遊漁者が採捕することはできません。

問 9

海岸に漂着している「ワカメ」を採捕してもよいですか？

答 1－7

共同漁業権の及ぶ範囲は、最高潮時海岸線（満潮で最も水面が満ちてくる海岸線）までとなります。そのため、共同漁業権が設定されており、「ワカメ」が共同漁業権の対象となっている海面においては、遊漁者が海岸に打ち上げられた「ワカメ」を採捕した場合、漁業権侵害罪に問われることがありますので、採捕しないでください。

問 10

「やす」の定義は？

遊漁者が「やす」を使用してもよいですか？

答 10

「やす」とは、目的物を突き刺して漁獲する漁具であって、漁獲物を突き刺す先端部と柄とは固着しており、柄を手にとって目的物を突き刺すものをいいます。なお、柄の末端にゴムひもを着け、当該ゴムひもの他端を手結び、ゴムひもの弾力を用いて柄を掌中に滑らせて目的物を突き刺す構造のものであって、目的物を突き刺したときに柄が掌中から離脱していないものは「やす」の範囲に含まれます。

「やす」は、神奈川県漁業調整規則第 41 条に規定される遊漁者に使用が認められている漁具・漁法に含まれるため、使用可能です。ただし、夜間において使用すること及び水中眼鏡と併用することは禁止されています。

問 11

「いそがね」を使用してもよいですか？

答 11

「いそがね」は、神奈川県漁業調整規則第 41 条第 1 項の遊漁者等に使用が認められている漁具・漁法に含まれるため、使用可能です。ただし、夜間において使用すること及び水中眼鏡と併用することは禁止されています。

問 12

「おさかなキラー」、「かに網」を使用してもよいですか？

答 12

「おさかなキラー」や「かに網」は、神奈川県漁業調整規則第 41 条に規定される遊漁者に使用が認められた漁具・漁法に含まれないため、遊漁者が使用することはできません。

問 13

ひっかけ釣り（ギャング釣り）をしてもよいですか？

答 13

餌や疑似餌等での魚の誘引を伴わずに魚を針等にひっかけて採捕する漁法（拘引漁法）は、神奈川県漁業調整規則第 41 条に規定される「竿釣り及び手釣り」には含まれないため、遊漁者が行うことはできません。

問 14

「じょれん（鋤簾）」を使用してもよいですか？

答 14

「じょれん」は金属製の枠とカゴを有し接地面に歯が付いた漁具で（別図参照）、神奈川県漁業調整規則第 41 条に規定される遊漁者に使用が認められている漁具・漁法に含まれていないため、使用できません。



問 15

「忍者くまで」を使用してもよいですか？

答 15

「くまで」の爪の間に金属等の棒を渡し、貝等と砂をふるい分けることができる「忍者くまで」は、神奈川県漁業調整規則第 41 条に規定される遊漁者に使用が認められた漁具・漁法に含まれないため、使用できません。



問 16

集魚灯を使用してもよいですか？

仕掛けやウキに直接取り付けるタイプの発光体を使用してもよいですか？

答 16

神奈川県海面では、一般遊漁者が「水産動物を集めることを目的とした集魚灯（火光その他照明を利用）」を使用することできません。これは、集魚灯の使用が、神奈川県漁業調整規則第 41 条に規定される遊漁者等に使用が認められた漁具・漁法の中に含まれないためです。

どのような道具が禁止の対象となるかは、この目的に抵触するかどうかで判断されますので、一概に確定させることは困難です。これは、仕掛けやウキに直接取り付けるタイプの小さな発光体であっても、非常に明るく集魚効果が認められるものであれば、制限の対象になる可能性があるためです。

水産動物を集めるためではなく、目印のみとして機能する発光体は使用可能ですが、発光する道具を使用する場合には、その明るさについて、著しく明るい等による集魚機能を持たず、目印のみとして機能しているかどうかを改めてご確認のうえ、ご使用ください。

問 17

潜水やシュノーケリングしながら釣りをしてもよいですか？

答 17

海面において潜水やシュノーケリングをしながら釣りをすることは、神奈川県漁業調整規則第 41 条第 1 項に規定される遊漁者等に使用が認められた漁具・漁法「竿釣り・手釣り」に含まれるため、可能です。

問 18

SUP（スタンドアップパドルボード）やウィンドサーフィンしながら釣りはできますか？

答 18

漁業関連の法令では、一般の遊漁者がボート等を利用して竿釣り・手釣りをすることに規制はありませんので、可能です。

問 19

トローリングはできますか？

答 19

神奈川県漁業調整規則第 41 条第 1 項に規定される遊漁者等に使用が認められている漁具・漁法において、トローリング（曳縄漁法）は含まれないため、できません。



【内水面（河川・湖沼）の遊漁に関するルール】

問 21

河川・湖沼で釣りをする場合は、必ず遊漁券が必要ですか？

答 21

遊漁者が、第5種共同漁業権が設定されている内水面（河川・湖沼）で、漁業権対象魚種を釣る場合は、遊漁券を購入する必要があります。

【参考】

・第5種共同漁業権が設定されている内水面は、神奈川県HP「川・湖のルールを守りましょう！！」1 内水面の漁業権が設定されている河川と湖のとおりです。

問 22

遊漁券はどこで購入できますか？

答 22

遊漁券は、その内水面（河川・湖沼）を管理する漁業協同組合又は組合指定販売店（オンラインシステム含む）で購入することができます。

なお、漁協によっては、職員が常駐していないため、事前にお問合せの上、ご訪問することをお勧めします。

【参考】

・購入方法については、神奈川県HP「川・湖のルールを守りましょう！！」2 漁業権の設定されている河川・湖での遊漁についてに掲載の遊漁規則や、各漁協等のHPを参照してください。

問 23

漁業権が設定されている河川・湖沼で、漁業権の対象となっていない魚種（ブラックバス等）を釣る場合は、遊漁券を購入する必要がありますか？

答 23

第5種共同漁業権が設定されている内水面（河川・湖沼）で、漁業権の対象となっていない魚種（ブラックバス等）を釣る場合は、遊漁券を購入する必要はありません。

ただし、漁業権の対象となっている魚種（こい、ふな、うなぎ等）を混獲している場合には、遊漁券を購入する必要があります。

【参考】

・漁場計画及び漁業権行使規則等に関する問答集送付について
(S38.1.30 水産庁漁政部長通知)【抜粋】

漁業権の内容となっていない魚種を採捕するという名目で漁業権の内容となっている魚種を混獲している場合であって、その遊漁行為が漁業権対象魚種の採捕をも含むと客観的に認定し得るときは、遊漁規則に基づいてきめられた遊漁料を納付させることができる。

問 24

漁業権の対象魚種をリリースした場合も、遊漁券を購入する必要がありますか？

答 24

第5種共同漁業権が設定されている内水面（河川・湖沼）で、漁業権の対象となっている魚種を釣る場合には、放流（リリース）の有無にかかわらず、遊漁券を購入する必要があります。

【参考】

・件名不明(S32.1.25 水産庁漁政部長回答)【抜粋】

一般に漁業法規中にいう「採捕」とは、自然に生育する状態にある水産動植物を採取捕獲する行為をいい、その結果として現実とその水産動植物を把握所持することを要しない。

問 25

県内共通遊漁券はどこで購入できますか？

答 25

県内共通遊漁券は、神奈川県では設定していません。

問 26

漁業権が設定されている河川・湖沼で釣りをする場合、支流（支派川）についても遊漁券は必要ですか？

答 26

その支流（支派川）にも第5種共同漁業権が設定されている場合には、遊漁券を購入する必要があります。

問 27

河川・湖沼で夜釣りはできますか？

答 27

神奈川県漁業調整規則では、内水面（河川・湖沼）での夜釣りは禁止されていません。

漁業権が設定されている内水面においては、遊漁規則により日没から日出までの間の遊漁（夜釣り）が禁止されている場合があります。

場所によっては、安全上の理由から、管理者が夜釣りや夜の立入りを禁止している場合があります。

問 28

河川・湖沼でかご（おさかなキラ）や筒、セルビンなどを使用して水産動物を採捕してもよいですか？

答 28

かご（おさかなキラ）や筒などの籠網（通水性の高いもの）の使用は、神奈川県漁業調整規則第 35 条で禁止されている漁具・漁法には該当せず、内水面において使用することができます。

ただし、セルビン（ペットボトル、樹脂、ガラス等で作られた通水性の低いもの）の使用は「びんづけ漁法」に該当するため、使用することができません。

【参考】
・神奈川県漁業調整規則 第 35 条

【参考リンク】

・神奈川県漁業調整規則

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/42043/chouseikisoku_kaisei.pdf

・共同漁業権の対象となっている貝類、藻類、その他定着性の水産動植物の一覧

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/42043/r7kyoudougogyogyo_ichiran.pdf

・e かなマップ

<https://www2.wagmap.jp/kanagawa-sp/>

・海しる（海洋状況表示システム <https://www.msil.go.jp/map/ja/>